

## H29 水質検査計画

⑦ シートG

## 水系：戸狩第1水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設 定 理 由	検査月													
					基本頻度	日 月 年					計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
						日	月	年	3			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。			○								1			
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/5以下で検出されているため、検査回数を減とする。			○								1			
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /	◎				過去において基準値の1/2以上で検出されているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基15	1,4-ジオキササン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基16	ジシロキシメチルシロキシベンゼン及びトリシロキシメチルシロキシベンゼン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基18	テトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基22	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基23	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基25	ジプロクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基26	臭素酸	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基29	プロモシクロロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基30	プロモホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○					4			
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○			○			○		4			
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /	◎			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。			○								1			
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。			○								1			
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基42	ジオキシベンゼン	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基43	2-メチルイソホルネオール	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /	◎			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基47	PH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。														
					計		3	10	12	4	25													



H29 水質検査計画

⑦ シートG

水系：古牧水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

Table with columns: 番号, 検査項目, 省略可否, 基本検査頻度, 水質基準値, 実施検査頻度 (基本頻度, 1日, 1月, 3月, 1年, 3年), 設定理由, 検査月 (4-12, 計). Rows include items like 一般細菌, 大腸菌, 各種金属化合物, and 有機物(TOC) with their respective inspection frequencies and reasons.





# H29 水質検査計画

⑦ シートG

## 水系：竹原第1水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度				設定理由	検査月													
					基本頻度	1日	1月	3月		1年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されているため、基本回数とする。	○			○							○			4
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /			◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基10	シアニドイオン及び塩化シアニ	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎	過去において1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /			◎	過去において基準値の1/5以下で検出されているため、検査回数を減とする。					○									1
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎		過去において基準値の1/2以上で検出されているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基18	トトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基22	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基23	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基25	ジブromクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基26	臭素酸	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基29	ブromジクロロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基30	ブromホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○			4
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /			◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /		◎		水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														1
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /		◎		過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。					○									1
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基42	ジオキシベンゾチン	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基43	2-メチルイソボルネオール	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /			◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基47	PH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /		◎		省略不可項目のため、基本回数とする。														
					計	3	10	13	3	25													



# H29 水質検査計画

⑦ シートG

水系： 涌井3号水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設定理由	検査月												
					基本頻度	1日	1月	3月	1年		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基10	シアニドイオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○							○		4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基16	ジシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基18	テトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基22	クロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基23	クロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基25	ジプロクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基26	臭素酸	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基29	プロモジクロロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基30	プロモホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○		○									○	4
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基42	ジエオキシ	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基43	2-メチルイソホルネオール	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基47	PH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /		◎			省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計		3	9	12	30													



# H29 水質検査計画

⑦ シートG

## 水系：北部第1水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設定理由	検査月												
					基本頻度	1日	1月	3月	1年		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎		水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													1
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。													1
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基18	テトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基22	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基23	クロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基25	ジプロクロロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基26	臭素酸	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基29	プロモジクロロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基30	プロモホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○						○			4
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。													
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /			◎		水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													1
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /			◎		過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。													1
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基42	ジエオキシ	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基43	2-メチルイソホルネオール	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。													
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基47	PH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /			◎		省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計		3	9	12	4	26												

# H29 水質検査計画

⑦ シートG

## 水系：北部第3水源系 浄水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度					設定理由	検査月													
					基本頻度	1日	1月	3月	1年		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml以下	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /	◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。	○			○								○		4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基15	1,4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基16	オス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基17	ジクロロメタン	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基18	トトラクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基19	トリクロロエチレン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基20	ベンゼン	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基21	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基22	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基23	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基24	ジクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基25	ジブトヒドロキノン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基26	臭素酸	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基27	総トリハロメタン	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基28	トリクロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基30	ブトホルム	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基31	ホルムアルデヒド	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○								○		4
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基33	アルミニウム及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基34	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基35	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/10以下で検出されているため、検査回数を減とする。														
基37	マンガン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基38	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎	水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。														
基40	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎	過去において基準値の1/2以下で検出されているため、検査回数を減とする。						○								1
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基42	ジオキシベンゼン	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基43	2-メチルイソボルネオール	○	1回 / 1年	0.00001 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基44	非イオン界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基45	フェノール類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /				◎	過去において検出されないため、検査回数を減とする。														
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基47	PH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。														
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /				◎	省略不可項目のため、基本回数とする。														
					計		3	9	13	1	28													